

## 旅券手数料の誤徴収について

旅券手数料の徴収において、島根県手数料条例に不備があり本来徴収すべき県手数料が徴収できない状態であることが判明しました。

また、島根県手数料条例に不備があるにもかかわらず、旅券申請者1名から手数料を誤って徴収していることが判明しました。

### 1 旅券発給に係る都道府県手数料

#### (1) 概略

旅券発給に係る都道府県手数料については、全国統一的な取り扱いが必要であることから、旅券法施行令において都道府県の徴収する手数料の標準額（都道府県の実費を勘案して定めた額）が定められており、各都道府県は徴収する手数料を、各都道府県の判断により条例で定めることとなっています。

島根県においても、この趣旨を踏まえて、全国統一的な旅券発給が受けられるように、国の定める標準額に連動した形で、島根県手数料条例において県手数料を定めています。

#### (2) 現況

令和4年の政令改正に伴う条例改正の際に過去に旅券の未交付失効がある者が、未交付失効した日から5年以内に新たに申請を行った場合に徴収すべき県手数料の改正の項目の追加を失念していました。

しかしながら、申請の際の案内等では、条例による根拠を伴わないまま、誤って県の手数料についても徴収する旨の情報をお知らせしていました。

### 2 判明に至った経緯

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日閣議決定、令和7年3月27日施行）に伴う、手数料条例の見直しを行っていたところ、令和4年の旅券法の改正に伴い改正すべき、手数料条例の改正の項目漏れが判明し、該当する案件がないかを確認したところ、過去に未交付失効がありながら申請を行っている案件が旅券窓口（以下窓口）において1件発生していることが判明しました。

交付の際に当該県手数料の徴収を行わないように伝達を行おうと10月24日夕方に当該窓口連絡をしたところ、10月23日の夕方に旅券の交付と未交付失効に係る県手数料の徴収をすでに行っていたことが判明しました。

※旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、身近な窓口である市町村へ権限を移譲（17/19市町村）し実施

### 3 本案件の詳細な経緯

- 9月20日 申請していた旅券が失効する可能性がある当該申請人A氏に対し、窓口から電話にて、このままでは未交付失効となってしまうため、早期に受け取るよう連絡（失効日：10月8日）
- 10月 8日 A氏が窓口に来所  
A氏にすでに失効している旨を伝えたところ、再度申請未交付失効に伴う手数料6,000円（国手数料4,000円、県手数料2,000円）が発生する旨をA氏に伝達し、了承
- 10月 9日 窓口で一次審査を実施、県旅券事務所へ送付
- 10月10日 県旅券事務所において最終審査を行い、未交付失効があることを確認
- 10月17日 新たに交付する旅券とともに、未交付失効分に係る手数料（印紙、証紙を添付するための）台紙を添付して窓口へ送付。併せてその旨を窓口で電話にて連絡
- 10月23日 条例の不備が判明  
(9:00ごろ) 該当する案件がないかを確認したところ、上記案件1件を確認。対応についての検討を開始
- 同日 窓口で交付状況を確認。受取がまだであることを聞き取り。その際(11:30ごろ)に県手数料を徴収しないという指示は行わなかった
- 同日 受取のため、A氏が窓口に来所。旅券の交付に合わせ、未交付(夕方)失効手数料6,000円（国手数料分4,000円【印紙】、県手数料分2,000円【県証紙】）を徴収
- 10月24日 県旅券事務所より窓口で県手数料の徴収を行わないように依頼(16:00ごろ)すべく連絡。既に交付と手数料の徴収を行ったことが判明
- 同日 県旅券事務所からA氏に過徴収についての謝罪と県手数料分の返金を行うことを電話で伝達

### 4 対応状況と今後の対応

- (1) 誤徴収を行った方に対して、誤徴収を行ったことについて謝罪し、返還の手続きについては後日詳しくお知らせする旨を電話にて行いました。
- (2) 各旅券窓口に対して、オンライン会議において未交付失効手数料の県手数料について徴収しないように伝達を行いました。
- (3) 今回、過徴収した2,000円（県証紙）について、島根県収入証紙取扱要領に基づいて返還を行います。
- (4) 令和4年の旅券法改正に伴う島根県手数料条例の一部改正を直近の11月定例会で行えるよう調整してまいります。

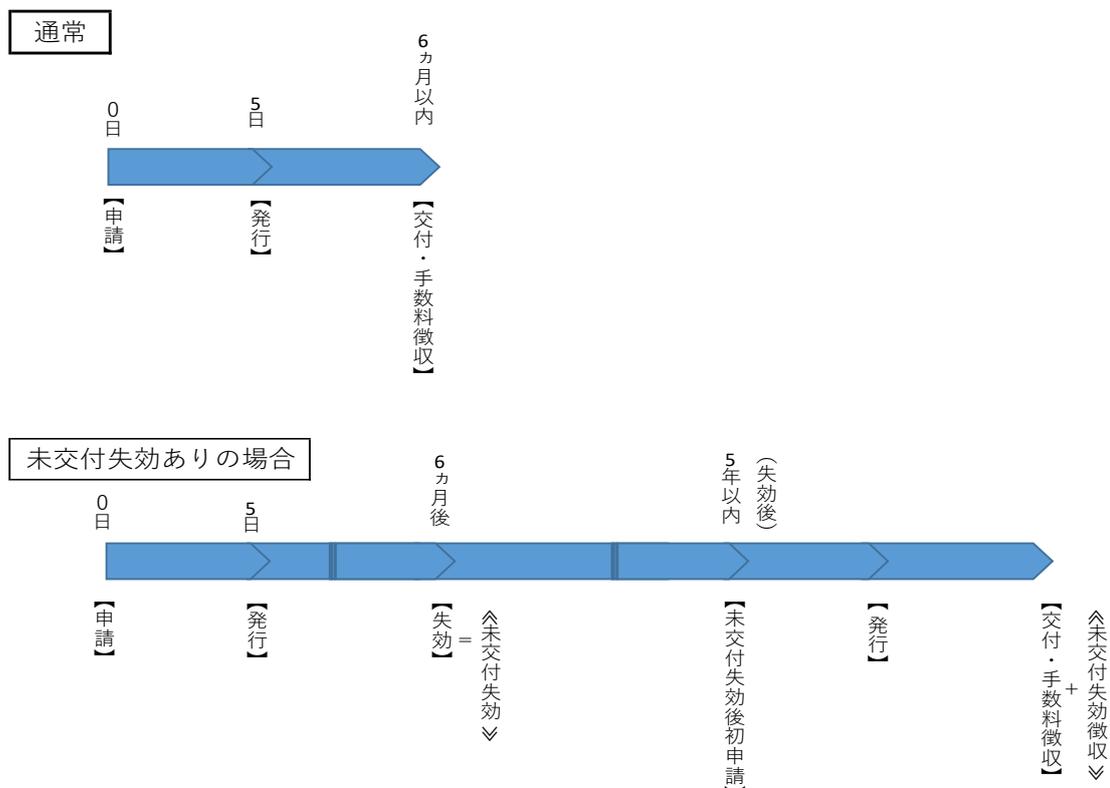
## 5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後は、条例改正業務について改正漏れの無いよう、複数チェックを徹底するなど、再発防止に取り組んでまいります。

旅券交付事務については、事務処理マニュアルを適正化し、今後はそれに従って事務処理を行うとともに、県内の各旅券窓口とも共有して、申請者への情報提供と手数料徴収の際の確認を徹底してまいります。

### 【参考】

#### (旅券交付の流れ)



#### (未交付失効の状況)

島根県内における令和5年3月27日以降に申請を受け付け、未交付失効となった件数は11件（当該案件1を含む）

該当する者が5年以内に申請した場合には、手数料の徴収は行えない（収入損失が発生）

[法改正後の県内における未交付失効の数（令和5年3月27日以降申請分）]

年度	令和5年度	令和6年度
件数	6件	5件

(令和6年10月28日現在)

未交付失効：旅券の発給を申請し、又は請求したものが当該旅券の発行の日から6ヵ月以内に当該旅券を受領しない場合に、その旅券が効力を失うこと。

未交付失効手数料：令和5年3月27日以降に旅券の申請を行って未交付失効した者が、失効日から5年間以内に初めて申請したときに発給手数料に加えて徴収する手数料。金額は旅券法において別途定めることとされている。

発給手数料：

10年		16,000円	収入印紙14,000円+島根県証紙2,000円
5年	12歳以上	11,000円	収入印紙9,000円+島根県証紙2,000円
	12歳未満	6,000円	収入印紙4,000円+島根県証紙2,000円
残存有効期間 同一旅券		6,000円	収入印紙4,000円+島根県証紙2,000円
<p>未交付失効手数料 令和5年3月27日以降に申請した旅券を受領しなかったためその旅券を失効した場合、失効日から5年以内に初めて申請した時の発給手数料は、上記の金額に収入印紙4,000円を加えた額になります。</p>			